

県内ガイドライン比較表（名古屋市、一宮市、瀬戸市）

|           | 名古屋市   | 一宮市  | 瀬戸市  |
|-----------|--|--|--|
| 目的・趣旨     | <p>1 目的</p> <p>このガイドラインは、防犯カメラによる犯罪防止への有用性と市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を旨に、地域の公共的団体が、市内の公共空間を対象とした防犯カメラを設置及び利用するに当たっての留意すべき事項を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。</p>  | <p>1 目的</p> <p>このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、防犯カメラの有用性を認識しつつ、市民のプライバシーを保護し、もって防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進することを目的とする。</p>  | <p>1 目的</p> <p>このガイドラインは、防犯カメラによる犯罪防止への有用性と市民の容貌や行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を旨に、地域の公共的団体が、市内の公共空間を対象とした防犯カメラを設置及び利用するに当たっての留意すべき事項を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。</p>   |
| 定義・対象     | <p>2 定義</p> <p>(1) 防犯カメラ<br/>                     犯罪の防止を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラで、かつ、画像を撮影し記録する機能を有するものをいう。</p> <p>(2) 公共的団体<br/>                     学区連絡協議会、商店街振興組合、商工会、防犯協会、交通安全協会その他の団体をいう。</p> <p>(3) 公共空間<br/>                     道路、繁華街、広場、公園など誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。</p> <p>(4) 画像<br/>                     防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。</p>  | <p>2 定義</p> <p>(1) 防犯カメラ 不特定多数の者が利用する施設や場所において、犯罪の予防を目的（犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として、特定の場所に継続的に設置され、画像を撮影し、記録する機能を有するものをいう。</p> <p>(2) 画像 防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。</p>                                       | <p>2 定義</p> <p>(1) 防犯カメラ<br/>                     犯罪の防止を目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラで、かつ、画像を撮影し、記録する機能を有するものをいう。</p> <p>(2) 公共的団体<br/>                     自治会、町内会、防犯協会、商店街振興組合その他の団体をいう。</p> <p>(3) 公共空間<br/>                     道路、商店街、公園、広場、駅の連絡通路及び駐輪場など誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。</p> <p>(4) 画像<br/>                     防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。</p> |
| 設置者等の責務   | <p>4 防犯カメラの設置及び利用</p> <p>(1) 設置及び利用の制限<br/>                     設置者は、防犯カメラの設置及び利用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的撮影を行わないものとする。</p> <p>5 画像の取扱い</p> <p>(1) 秘密保持<br/>                     設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像から知り得た市民の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。設置者等でなくなった後においても同様とする。</p> <p>(6) 取扱いの周知徹底<br/>                     設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、このガイドライン及び自ら定める基準において、画像の適正な取扱いについて、周知徹底を図るとともに、定期的かつ必要に応じて研修会を実施するなど適切な指導を行うものとする。</p> |  | <p>4 防犯カメラの設置及び利用</p> <p>(1) 設置及び利用の制限<br/>                     設置者は、防犯カメラの設置及び利用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、みだりに特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡的撮影を行わないものとする。</p> <p>5 画像の取扱い</p> <p>(1) 秘密の保持<br/>                     設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。また、設置者等でなくなった後においても同様とする。</p>               |
| 設置場所・撮影範囲 | <p>4 防犯カメラの設置及び利用</p> <p>(3) 設置の許可<br/>                     設置に当たっては、必要に応じて防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得る。</p>   | <p>3 撮影区域<br/>                     防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪の予防効果の向上と個人のプライバシーの保護との調和を図るため、撮影区域を必要な範囲に限定するよう努めるものとする。</p> <p>6 画像の適正管理</p> <p>(1) 画像記録装置の設置場所<br/>                     防犯カメラの画像記録装置は、施錠可能な事務室内など、一般の者が出入りできない場所に設置する</p> | <p>4 防犯カメラの設置及び利用</p> <p>(3) 設置の許可<br/>                     設置に当たっては、防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得ること。</p>   |

県内ガイドライン比較表（名古屋市、一宮市、瀬戸市）

|        | 名古屋市  | 一宮市   | 瀬戸市  |
|--------|---|---|--|
| 設置の表示  | <p>4 防犯カメラの設置及び利用</p> <p>(2) 設置及び利用の明示<br/>設置者は、防犯カメラの設置及び利用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者名を明示するものとする。</p>   | <p>4 設置の表示</p> <p>防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者を明示するものとする。</p>  | <p>4 防犯カメラの設置及び利用</p> <p>(2) 設置及び利用の明示<br/>設置者は、防犯カメラの設置及び利用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見えやすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者名を明示するものとする。</p>   |
| 管理責任者等 | <p>3 管理体制</p> <p>(1) 管理責任者の指定<br/>市内の公共空間に防犯カメラを設置及び利用しようとする公共的団体（以下「設置者」という。）は、その適切な管理を図るため、防犯カメラの管理責任者を指定するものとする。</p> <p>(2) 取扱者の指定<br/>管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定するものとする。この場合、取扱者は、原則として、管理責任者とは別の者を指定し、管理責任者及び指定された取扱者以外の操作を禁止する。</p>   | <p>5 管理体制</p> <p>(1) 設置者は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図る。</p> <p>(2) 設置者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用に係る責任者（以下「管理責任者」という。）を指定する。</p> <p>(3) 設置者又は管理責任者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者（以下「操作担当者」という。）を指定し、それ以外の者による操作及び取扱いを禁止する。</p>  | <p>3 管理体制</p> <p>(1) 管理責任者の指定<br/>市内の公共空間に防犯カメラを設置及び利用しようとする公共的団体（以下「設置者」という。）は、その適切な管理を図るため、防犯カメラの管理責任者を指定するものとする。</p> <p>(2) 取扱者の指定<br/>管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は記録装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定するものとする。この場合、取扱者は、原則として、管理責任者とは別の者を指定し、管理責任者及び指定された取扱者以外による機器の操作や画像の視聴を禁止する。</p> <p>9 取扱いの周知徹底<br/>設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、このガイドライン及び自ら定める運用要領において、画像の適正な取扱いについての周知徹底を図るとともに、定期的かつ必要に応じて研修会を実施するなど適正な指導を行うものとする。</p>   |
| 画像の管理  | <p>5 画像の取扱い</p> <p>(3) 画像の適正管理<br/>設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、流出及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。</p> <p>イ 画像の記録された媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等）は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所で厳重に管理し、(2)に定める場合を除き、外部への持ち出しをしてはならない。</p> <p>ウ 画像の保存期間は、法令に基づく手続きにより照会を受けた場合などを除き、原則として、最大1箇月以内の必要最小限の期間とする。</p> <p>エ 画像は、ウに定める保存期間が終了した後、直ちに消去する。</p> <p>オ 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。</p> | <p>6 画像の適正管理</p> <p>(2) 画像の保管<br/>画像を記録した媒体は、施錠可能な事務室内、事務室内の施錠可能な保管庫内などで保管する。</p> <p>(3) 画像の保存期間<br/>画像の保存期間は、短期間とするものとし、おおむね1箇月以内で必要な保存期間を定め、保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。</p> <p>7 画像の取扱い</p> <p>(1) 画像の加工禁止<br/>画像は、撮影時の状態のまま保存し、複写及び加工はしない。</p> <p>(2) 秘密の保持<br/>画像から知り得た情報を第三者に漏らさない。</p> | <p>5 画像の取扱い</p> <p>(3) 画像の適正管理<br/>設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、流出及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(7) 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。</p> <p>(4) 画像の記録された媒体（DVD、ハードディスク等をいう。以下同じ。）は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所又は施錠設備のある強固な金属製ボックス内に収納して厳重に管理し、(2)に定める場合を除き、外部への持ち出しをしてはならない。</p> <p>(7) 画像の保存期間は、法令に基づく手続きにより照会を受けた場合などを除き、原則として、最大1か月以内の必要最小限度の期間とする。</p> <p>(エ) 画像は、(7)に定める保存期間が終了した後、直ちに消去する。</p> <p>(オ) 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。</p> |

県内ガイドライン比較表（名古屋市、一宮市、瀬戸市）

|       | 名古屋市   | 一宮市   | 瀬戸市  |
|-------|--|---|--|
| 画像の提供 | <p>5 画像の取扱い</p> <p>(2) 画像の利用及び提供の制限<br/>設置者等は、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 法令に基づく場合</p> <p>イ 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提供を求めるときは文書によるものとする。）</p> <p>ウ 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合</p> <p>エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合</p>   | <p>7 画像の取扱い</p> <p>(3) 目的外利用及び外部提供の禁止</p> <p>ア 画像及び知り得た情報は、設置目的以外に使用し、又は第三者に提供しない。ただし、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合</p> <p>(イ) 捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けた場合</p> <p>(ウ) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合</p> <p>(エ) 本人の同意がある場合又は本人の請求に基づき、本人に提供する場合</p> <p>イ ア(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、管理上必要な事項を記録する。</p> | <p>5 画像の取扱い</p> <p>(2) 画像の利用及び提供の制限<br/>ア 設置者等は、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(ア) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合</p> <p>(イ) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求めるときは文書による。</p> <p>(ウ) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合</p> <p>(エ) 本人の同意がある場合</p> <p>(オ) 本人の請求に基づき、本人に提供する場合</p> <p>イ アのいずれかに該当する場合は、管理上必要な事項を記録すること。</p> |
| 苦情対応  | <p>5 画像の取扱い</p> <p>(4) 苦情等の処理<br/>設置者等は、当該防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。</p>  | <p>8 苦情等の処理<br/>設置者等は、当該防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な処理をする。</p>   | <p>6 苦情等の処理<br/>設置者等は、当該防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。</p>  |
| 業務委託  |  |   | <p>10 業務の委託<br/>設置者等は、防犯カメラの管理業務を委託する場合は、このガイドライン及び自ら定める運用要領の遵守を委託条件にするなど、受託者において防犯カメラの適切な運用が行われるように努めなければならない。</p>  |
| 届出・報告 |  |   |  |
| 運用基準  | <p>5 画像の取扱い</p> <p>(5) 設置及び利用基準の作成<br/>設置者等は、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう、このガイドラインに基づいて基準を策定するものとする。なお、設置者が策定する防犯カメラの設置及び利用に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。</p> <p>ア 防犯カメラの設置の目的</p> <p>イ 防犯カメラの設置の概要</p> <p>ウ 画像の保存期間及び管理体制</p> <p>エ 画像を閲覧する場合の閲覧権者の範囲</p> <p>オ 画像の目的外利用又は第三者提供を行う場合の基準</p> <p>カ 防犯カメラの管理責任者及び取扱者</p> <p>キ 苦情処理の手続き</p> <p>ク その他防犯カメラの設置及び画像の取扱いを適正に行うために必要な事項</p> | <p>9 運用要領の策定</p> <p>(1) 設置者等は、防犯カメラの設置及び運用について、本ガイドラインの「1」から「8」までに沿った運用要領を策定する。</p> <p>(2) 設置者等は、管理責任者及び操作担当者に運用要領を遵守させる。</p> <p>(3) 防犯カメラ及び画像の管理及び運用に関する業務を委託する場合には、受託者に運用要領を遵守させる。</p>  | <p>8 運用要領の策定<br/>設置者等は、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう、このガイドラインの「1」から「7」に基づいて運用要領を策定するものとする。</p>   |
| その他   |  | <p>10 その他</p> <p>(1) このガイドラインは、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しをする。</p> <p>(2) このガイドラインに定めのあるもののほか、画像に関する取扱いについては、個人情報保護法制の規定に基づき、適切に取り扱うこととする。</p>   | <p>7 個人情報の保護に関する法律の遵守<br/>防犯カメラにより撮影又は記録された画像は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の個人情報に該当する可能性があることから、公共的団体が個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、同法の規定に基づき、適正に取り扱うものとする。</p>   |

